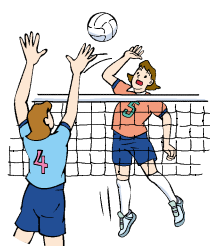
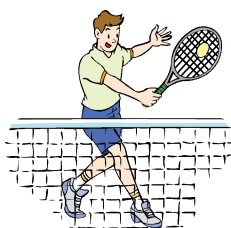
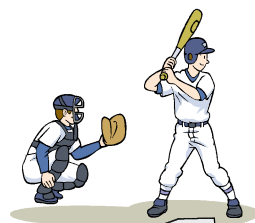
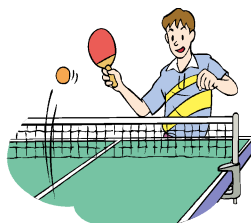
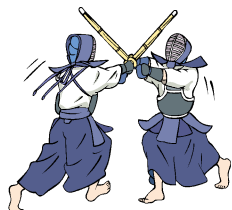


宮之城中学校 部活動規定



- 1 部活動の目的
- 2 部活動の設置
- 3 活動規定
- 4 部活動生の心得
- 5 問題行動等への指導措置
- 6 その他

【宮之城中学校部活動運営規定】

1 部活動の目的

- (1) 各種のスポーツや文化及び科学に関する活動を通して、生活態度・学習意欲の向上や責任感・連帯感を高める。
- (2) 活動を通して豊かな心を育み、学校生活を潤わせ、将来を生きる力の基礎を培う。

2 部活動の設置

- (1) 県の運営規程及び加盟団体の規約・基準に準ずること。
- (2) 指導を担当する職員がいること。
- (3) 顧問は本校の職員であること。
- (4) 校長の許可により指導員（コーチ）を依頼できる。その場合部活動の規定を厳守すること。
- (5) 設置は1年間とし、年度当初設置を決定する。

3 活動規定

活動に当たっては、各顧問の指導の下、年間計画に沿って下記の事項を守り、適正に行う。

- (1) 入部届を毎年度当初に提出し、退部するときは退部届を提出する。
- (2) 顧問が不在のときの活動は原則として中止する。顧問不在で活動する場合は、かわりの職員に練習計画を伝え、指導を依頼する。
- (3) 下校時刻を下の表の通り定める。下校時刻とは校門を出る時刻とする。

3月～9月	10月～2月
終了：18:20 / 下校：18:35	終了：17:40 / 下校：17:55

※ 平日移動して練習を行う場合は移動を勘案した終了時刻とする。（30分間のみ延長可）

- (4) 原則として平日に1日、土・日曜日のいずれかに1日完全休養日を設ける。ただし、大会等やむを得ない場合は、平日に2日完全休養日を設ける。さらにやむを得ない場合には1ヶ月に8日以上完全休養日を設ける。（川薩地区中体連申し合わせ事項）
- (5) 長期休業中の活動は活動計画を作成し、部員の過度な負担にならないよう行う。
- (6) 定期試験（中間：3日前、期末、学年末：5日前から試験最終日まで）は練習を中止する。ただし、試験終了後すぐに大会・演奏会（ただし、県協会、県連盟主催）がひかえている場合は、各部保護者会の上承を受け、職員会議で諮り、校長及び職員に上承を得られた場合は1時間程度の練習を認めるが、テスト当日の練習は認めない。
- (7) 朝練習・放課後の練習時間延長については、各部保護者会の上承を受け、職員会議で諮り、校長及び職員に上承を得られた場合に認める。
朝練習（7時以降開始30分間）・放課後の練習時間延長（30分間）は、運動部は中体連、県協会・県連盟主催の大会の1週間前からとする。ただし、中体連駅伝大会においては1ヶ月前からとする。
また、吹奏楽部に関しては、定期演奏会実施の場合は1ヶ月前、依頼演奏の場合は2週間前からとする。

4 部活動生の心得

部活動生は、その目的達成を目指して、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 部活動規定及び、学校の規則を守る。特に生活面については部活動生として自覚をもち、他の生徒の模範となるよう心掛ける。（大会、練習試合など学校を離れる際も同じである。）
- (2) 元気なあいさつ、礼節を学び、周りの人々に応援される部活動を目指す。
- (3) 部活動と学習活動の両立を目指し、努力する。
- (4) 部活動生は、練習場所・クラブハウス・更衣室など使用した場所や自分たちの持ち物を整理整頓する。
- (5) 道具は丁寧に取り扱い、借用物は元の場所にきちんと整理する。
- (6) 先輩、後輩、同級生、顧問の先生方、保護者等チームに関係する全ての人々の間で協力・親和に心がける。
- (7) 練習を休む場合、その理由を事前に顧問に届けて許可を受けること。
- (8) 自転車通学生は交通ルールと自転車通学規定を守ること。
- (9) 中学生としてふさわしい身なり、態度、行動を心掛ける。

5 問題行動等への指導措置

部活動生で下記のような行為を行った場合、本人または在籍部に対して、個別指導・練習停止・対外試合出場停止等の措置をとる。生徒個々の諸事情を十分に考慮し、全職員の共通理解のもと、前例なども勘案して総合的に判断する。指導措置を行う場合は、学年及び部活動での対応を基本とし、必要に応じて部活動顧問会を開く。

また、指導措置の考え方の基本は本人に反省を促すことにより、人間的成長を期することである。問題行動が起こる場合、本人を取り巻く生活環境に起因することが多い。練習停止や大会出場停止の措置が、本人の動機力を下げ、後の成長に好ましくない影響を与えることがないように慎重に対応するものとする。

- (1) 中学生としての心得が守れていない場合
 - ア 触法行為を起こした場合
 - イ 生徒心得が守れていない場合
 - ウ 部活動心得・共通理解事項が守れていない場合
- (2) 県中体連規約・基準に違反する場合（文化系の部活動も県中体連規約・基準に則する）

6 その他

- (1) 事故防止に関する配慮事項
 - ア 指導体制及び安全管理体制の確立
 - a 部活動顧問会の計画的な実施
 - b 校医、主治医及び関係団体との連携
 - c 事故発生時の連絡体制の確立
 - イ 施設・設備等の点検の徹底
 - a 部室等の整理整頓と清掃
 - b 練習会場の適切な使用方法の指導
 - c 用具等の定期的な安全点検
 - ウ 部活中の事故災害救急処置について
 - a 学校教育活動内の場合は、日本スポーツ振興センターから給付される
 - b 学校教育活動以外の場合は、スポーツ障害保険に加入の場合は支給される
- (2) 外部指導者の委嘱について
 - ア 学校長が承認した者に限る
 - イ 任期は原則1年間とするが、再任を妨げない
 - ウ 外部指導者は本校の教育目標や部活動の基本方針及び校則、部活動規定を理解し、活動内容について顧問と連携を図る
- (3) 3年生の引退について
 - ア 総体（地区・県・九州・全国、またはそれに準ずる大会）終了後に引退とするが、卒業までは部員として在籍しているものとする
 - イ 引退後、練習を必要とする場合（各種選抜選手等）学校の許可を受けて練習に参加することができる
 - ウ イにより練習に参加する生徒に対する指導措置は1・2年生と同様に適用する
- (4) 顧問会について
 - ア 顧問会は各学期始めに定期的に行うものとする
 - イ 顧問会は必要に応じて開催することができる
 - ウ 部活動内で問題が発生した場合等、顧問会でその対応を協議する
 - エ 顧問会は部活動係が窓口となり開催する
- (5) 部活動後援会について
部活動後援会は、顧問を中心とした部活動の運営をサポートする立場であるので、顧問の運営方針や指導方針に協力する。